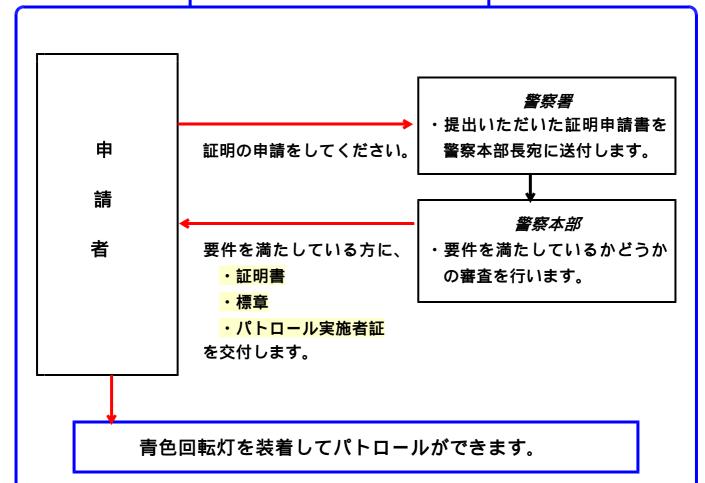
青色回転灯申請手続の概要



ただし

地方運輸局等において下記の手続きを行ってください。

自動車検査証への記入が必要です。

- ・道路運送車両法施行規則で警察の証明書があるものについて は、15日以内に自動車検査証にすることと規定されています。
- ・自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車 検査登録事務所に申請してください。

青色回転灯を使用していただくには、各種の条件が必要になります。 詳しくは、警察本部生活安全企画課地域安全係(代表 059-222-0110)、または各警察署 生活安全課にお問い合わせください。